

# 通信・放送法制について

平成20年2月25日

# 目 次

現在の通信・放送法体系（主な法律）	2
（参考）通信・放送関係法（主な法律）	3
通信・放送法制の主な変遷（終戦時～現在）	4
<b>I 電気通信</b>	
1 全体像	6
2 電気通信事業法	
①現行法制の枠組み	7
②主な改正経緯	8
（参考1）非対称規制について	9
（参考2）接続規制について	10
3 日本電信電話株式会社等に関する法律	11
<b>II 放送</b>	
1 全体像	13
2 テレビジョン放送に係る規律の概要	14
3 放送法	
①現行法制の枠組み	15
②主な改正経緯	16
4 有線テレビジョン放送法	17
5 電気通信役務利用放送法	18
（参考1）放送の許認可制度（全体）	19
（参考2）番組編集の基準	20
（参考3）放送に公共性が求められている例	21
（参考4）地上放送の再送信に係る規律等	22

<b>III 基本法</b>	
1 全体像	24
2 電波法	
①現行法制の枠組み（周波数分配）	25
（参考）我が国の電波の使用状況	26
②現行制度の枠組み（無線局開設等）	27
③現行制度の枠組み（無線局運用・監督等）	28
④近年の主な改正経緯	29
<b>IV 利用環境整備法</b>	
1 全体像	31
2 プロバイダ責任制限法	32
（参考）違法・有害情報対策の現状	33
3 特定電子メール法	34
4 携帯電話不正利用防止法	35
5 不正アクセス禁止法	36

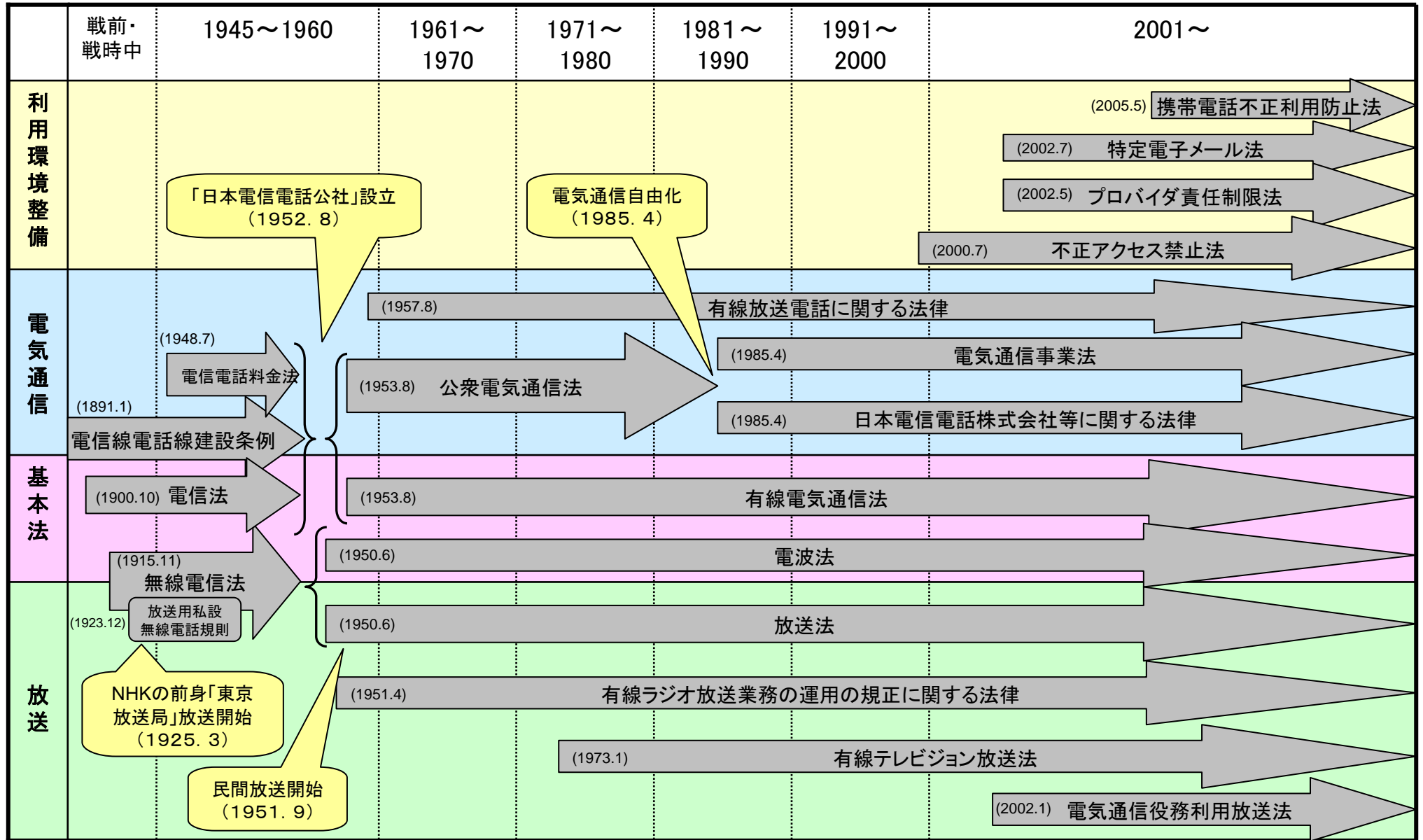
# 現在の通信・放送法体系(主な法律)

	有線	無線
基本法	<p><b>有線電気通信法</b> (昭和28年法律第96号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有線電気通信設備の設置及び使用を規律、有線電気通信に関する秩序を確立</li> </ul>	<p><b>電波法</b> (昭和25年法律第131号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電波の公平かつ能率的な利用の確保</li> </ul>
電気通信	<p><b>電気通信事業法</b> (昭和59年法律第86号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進</li> <li>電気通信役務の円滑な提供を確保するとともに、利用者の利益を保護、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保</li> </ul>	
	<p><b>有線放送電話に関する法律</b> (昭和32年法律第152号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有線放送電話業務の適正な運営</li> </ul>	
	<p><b>日本電信電話株式会社等に関する法律</b> (昭和59年法律第85号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本電信電話株式会社等による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究</li> </ul>	
放送	<p><b>有線テレビジョン放送法</b> (昭和47年法律第114号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営の適正化</li> <li>有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護、有線テレビジョン放送の健全な発達</li> </ul>	<p><b>放送法</b> (昭和25年法律第132号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放送を公共の福祉に適合するように規律、放送の健全な発達</li> </ul>
	<p><b>有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律</b> (昭和26年法律第135号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有線ラジオ放送の業務の運用を規正</li> </ul>	
	<p><b>電気通信役務利用放送法</b> (平成13年法律第85号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信役務を利用して放送を行うことの制度化</li> </ul>	
利用環境整備	<p><b>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</b>(平成13年法律第137号)</p>	
	<p><b>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律</b>(平成14年法律第26号)</p>	
	<p><b>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律</b>(平成17年法律第31号)</p>	
	<p><b>不正アクセス行為の禁止等に関する法律</b>(平成11年法律第128号)</p>	

## (参考)通信・放送関係法(主な法律)

ICT構築 関係法	<p><b>高度情報通信ネットワーク社会形成基本法</b>(平成12年法律第144号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本理念・基本方針、国及び地方公共団体の責務を定める</li><li>・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の設置、重点計画の策定</li></ul>
	<p><b>電子署名及び認証業務に関する法律</b>(平成12年法律第102号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的流通・情報処理の促進を図る</li><li>・電磁的記録の真正な成立の推定、指定調査機関等について規定(ネット上のなりすまし防止)</li></ul>
	<p><b>電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律</b>(平成13年法律第95号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電子消費者契約の錯誤(操作ミスへの対応)、遠隔地間の契約の電子承諾通知(成立時期を到達主義に)に関する民法の特例を定める</li></ul>
	<p><b>犯罪捜査のための通信傍受に関する法律</b>(平成11年法律第137号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電気通信の傍受を行う強制処分について、通信の秘密を侵害することなく真相の解明に資するよう手続等を定める</li></ul>
知的 財産	<p><b>知的財産基本法</b>(平成14年法律第122号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・知的財産の創造・保護・活用の基本理念・基本事項、国及び地方公共団体の責務、知的財産戦略本部の設置、知的財産推進計画の策定</li><li>・コンテンツ流通の促進・技術標準化等と密接に関連</li></ul>
	<p><b>著作権法</b>(昭和45年法律第48号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・著作物、実演・レコード・放送・有線放送に関する著作者の権利及び隣接権を定める。コンテンツ流通の促進と密接な関連。 (関係改正) ・97 自動公衆送信導入 ・99 コピープロテクション・電子透かし等の回避・改ざん等を禁止 (IPマルチキャストによる地上デジタル放送同時再送信について有線放送と扱う等の改正を行う方向で検討中)</li></ul>
その他 一般法	<p><b>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律</b>(昭和22年法律第54号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公正かつ自由な競争を促進 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を総務省・公正取引委員会共同で策定</li></ul>
	<p><b>個人情報の保護に関する法律</b>(平成15年法律第57号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念、基本方針の作成、国及び地方公共団体の責務、事業者の義務等を定める</li><li>・本法に基づき、電気通信分野及び放送分野の個人情報保護指針を総務省で策定</li></ul>

# 通信・放送法制の主な変遷(終戦時～現在)



※1 電信電話料金法: 公衆通信の用に供する電信及び電話に関する料金について規定

※2 電信線電話線建設条例: 公衆通信の用に供する電信線電話線に係る他人の土地等の使用について規定

※3 電信法: 電信及び電話の政府管掌、私設電信私設電話の許可制、電信電話の取扱方法等について規定

※4 無線電信法: 無線電信及び無線電話の政府管掌、私設無線電信無線電話の許可制、無線電信無線電話の取扱方法等について規定

※5 放送用私設無線電話規則: 放送を目的とする私設無線電話を施設する際の手続、放送施設者の遵守事項等について規定

※6 公衆電気通信法: 日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社による公衆電気通信役務の提供について規定

※7 「日本電信電話株式会社法等に関する法律」は、平成11年7月のNTT再編成に伴い、「日本電信電話株式会社法」から名称変更

※8 ( )内は施行年月

# I 電気通信



# 1 全体像

法律名	目的	主な内容	関係政省令
電気通信事業法 (昭和59年法律第86号)	「電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。」	第1章 総則 ・ 検閲の禁止、通信の秘密の保護 等 第2章 電気通信事業 ・ 利用の公平、基礎的電気通信役務、重要通信の確保 ・ 事業の登録、届出 ・ 契約約款、料金、役務の提供義務、業務改善命令 ・ 電気通信設備の接続、共用、卸電気通信役務 ・ 電気通信設備・端末設備の技術基準、電気通信番号 ・ 指定試験機関、登録認定機関、基礎的電気通信役務支援機関 第3章 土地の使用等 ・ 事業の認定、土地の使用（公益事業特権） 第4章 電気通信事業紛争処理委員会 ・ 委員会の組織、あっせん及び仲裁 第5章 雑則、第6章 罰則	・ 電気通信事業法施行令 ・ 電気通信事業法施行規則 ・ 電気通信事業会計規則 ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則 ・ 接続料規則 ・ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 ・ 電気通信事業報告規則 ・ 電気通信主任技術者規則 ・ 工事担任者規則 ・ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 ・ 電気通信番号規則 ・ 事業用電気通信設備規則 ・ 端末設備等規則 ・ 電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令
有線放送電話に関する法律 (昭和32年法律第152号)	「有線放送電話業務の適正な運営を図ることによつて、有線電気通信に関する秩序の確立に資することを目的とする。」	○ 業務の許可、許可の基準、業務区域 ○ 他の有線放送電話業者等との接続 ○ 契約約款の届出、改善命令	・ 有線放送電話規則
日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和59年法律第85号)	日本電信電話株式会社（会社）、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（地域会社）の目的・事業等を規律	○ 会社・地域会社の目的・事業範囲 ○ 会社及び地域会社の責務 ○ 会社及び地域会社の株式、取締役・監査役 ○ 定款・事業計画、財務諸表等に係る監督	・ 日本電信電話株式会社等に関する法律施行令 ・ 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則

## 2 電気通信事業法 ①現行法制の枠組み

		電気通信事業者	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
参入・退出規制 外資規制		【参入】 届出（①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合は登録） 【退出】 事後届出（利用者に対しては予め相当の期間において周知が必要） 【外資規制】 なし（NTT持株に対しては3分の1の外資規制）		
料金・約款規制		原則として自由		
		【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出		
			【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出	
			【特定電気通信役務(※2)】 プライスキャップ規制(上限価格規制)	
利用者保護		事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務		
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務		
	行為規制	なし	・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等	接続約款の届出、公表
			【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等	【禁止行為】 同左 ※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定
ユニバーサルサービス制度		【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話、公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付		

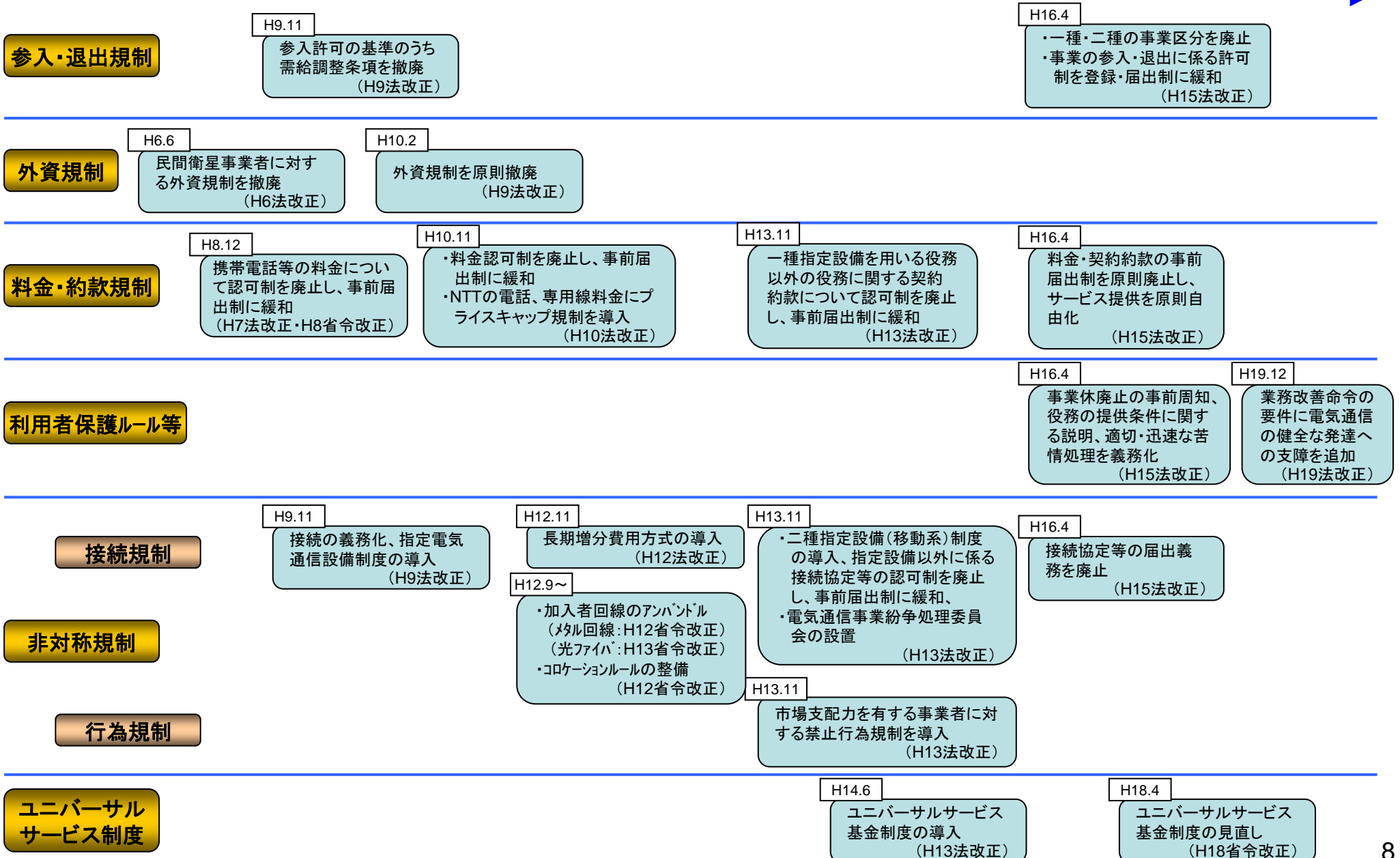
(※1)第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務

(※2)指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務



## 2 電気通信事業法 ②主な改正経緯

(年月は施行時点)



## (参考1) 非対称規制について

公正競争確保のため、市場支配力に着目した非対称規制を整備。

	市場支配力を有する事業者		市場支配力を有しない事業者
	第一種指定電気通信設備(固定系)を設置する事業者 【都道府県ごと占有率50%超】 → 各都道府県でNTT東西を指定	第二種指定電気通信設備(移動系)を設置する事業者 【業務区域ごと占有率25%超】 → NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーを指定	
接続義務(第32条)	◇接続請求応諾義務	◇接続請求応諾義務	◇接続請求応諾義務
特別な義務(第33条、34条)	◇接続約款の認可、公表 ◇接続会計の整理 ◇LRIC適用 ◇アンバンドル、コロケーション	◇接続約款の届出、公表	(なし)
禁止行為※(第30条)	◇接続情報の目的外利用・提供 ◇事業者間の差別的取扱い ◇他の事業者(製造業者、販売業者含む)に対する不当な規律・干渉	◇接続情報の目的外利用・提供 ◇事業者間の差別的取扱い ◇他の事業者(製造業者、販売業者含む)に対する不当な規律・干渉 ※ 禁止行為についてはNTTドコモのみ指定	(なし)
特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為(第31条)	◇役員兼任 ◇接続に必要な設備の設置等について、他の事業者に不利な取扱い ◇役務の提供に関する契約締結の媒介等について、他の事業者に不利な取扱い	(なし)	(なし)
サービス規制(第20条、21条)	◇指定電気通信役務:保障契約約款(特定電気通信役務:プライスカップ)	(なし)	(なし)

※ 第二種指定設備設置事業者のうち「禁止行為」の適用対象者については、市場シェア等も勘案して個別に指定。

## (参考2) 接続規制について(指定電気通信設備制度の枠組み)

	第一種指定電気通信設備(固定系)	第二種指定電気通信設備(移動系)
指定要件	都道府県ごと、占有率が50%を超える加入者回線を有すること	業務区域ごと、占有率が25%を超える端末設備を有すること
対象設備	<p>不可欠設備として指定された固定通信用の電気通信設備</p> <div style="border: 2px solid #0056b3; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">                     加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備                 </div>	<p>不可欠性はないが、(電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる)移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を収容している設備</p> <div style="border: 2px solid #ff0000; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">                     基地局回線及び移動体通信を提供するために設置される電気通信設備                 </div>
接続関連規制	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     接続会計の整理                 </div> <p>■不可欠設備の管理部門と利用部門を会計上分離し、その結果を毎年度報告・公表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     接続約款の認可・公表                 </div> <p>■接続料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細分化(アンバンドル)された機能ごとに接続料を設定</li> <li>・接続料の算定方法は資本報酬率を含め法定                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢長期増分費用(LRIC)方式: 電話網等</li> <li>➢将来原価方式: 加入者回線(光ファイバ)等</li> <li>➢実績原価方式: 加入者回線(銅線)、専用線等</li> </ul> </li> </ul> <p>■接続条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続に必要な情報の開示義務</li> <li>・接続に必要な接続事業者の設備を設置するために建物、管路・洞道等を利用させる義務(コロケーション義務)</li> <li>・NTT東西と接続事業者の同等性の確保</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     接続約款の届出・公表                 </div> <p>■接続料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないこと</li> </ul> <p>■接続条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不当な条件付けの禁止</li> <li>・不当な差別的取扱いの禁止</li> </ul>

各都道府県でNTT東西を指定

NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーを指定

### 3 日本電信電話株式会社等に関する法律

	日本電信電話株式会社	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。</li> <li>◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域電気通信事業を経営する。</li> </ul>
事業 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使</li> <li>◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助</li> <li>◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務</li> <li>◇総務大臣の認可※を受けて、地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務</li> </ul> <p>※ 総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可しなければならない</p> <p style="text-align: right;">等</p>
責務 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保</li> <li>◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及</li> </ul>	
株式 (第4条～第6条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇3分の1以上の政府保有義務</li> <li>◇3分の1までの外資規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有</li> </ul>

# Ⅱ 放送



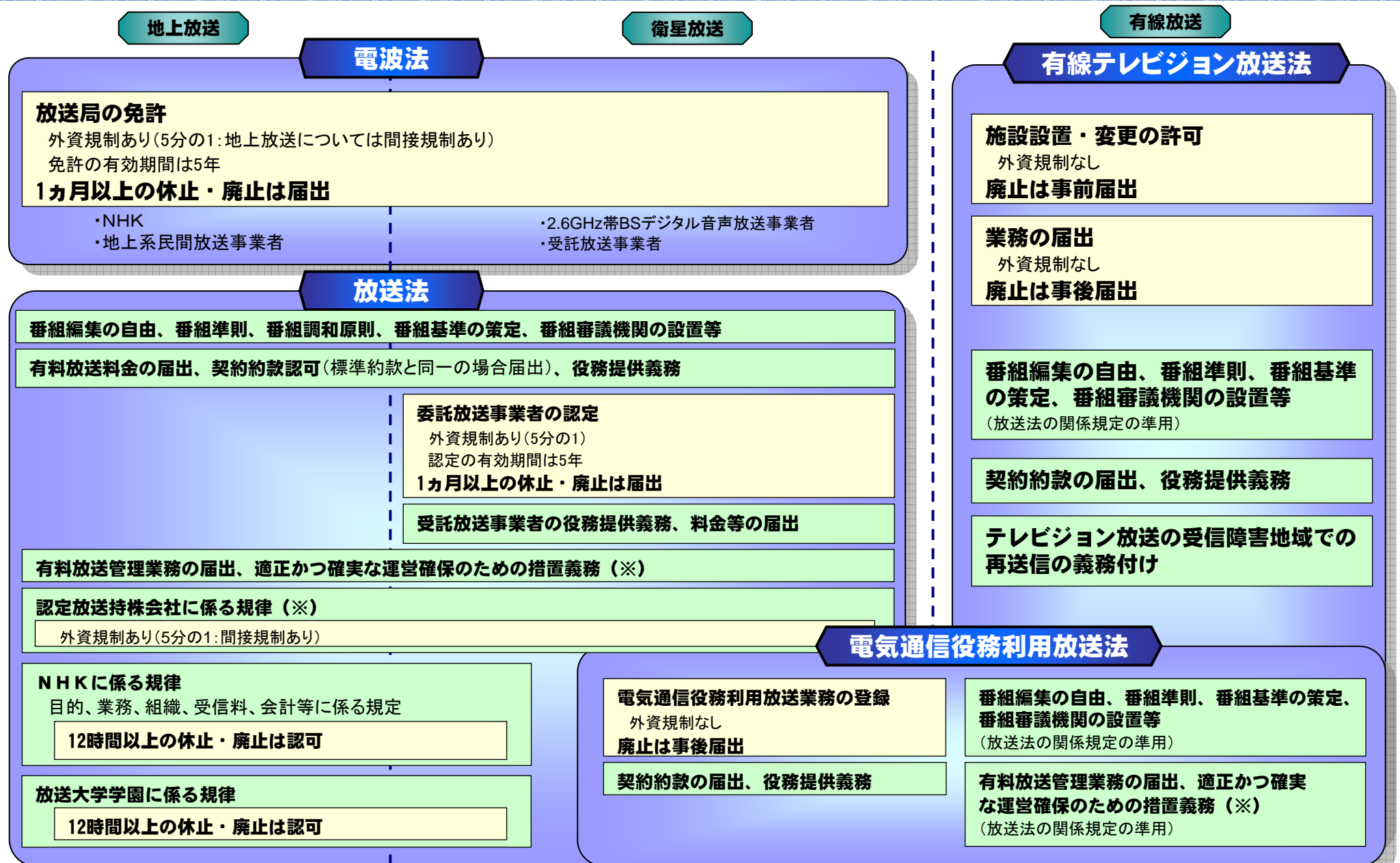
# 1 全体像

法律名	目的	主な内容	関係政省令
放送法 (昭和25年法律第132号)	「左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。」	第1章 総則 ・ 放送普及基本計画 等 第1章の2 放送番組の編集等に関する通則 ・ 放送番組編集の自由、放送番組審議機関 等 第2章 日本放送協会 ・ 協会の業務、組織 等 第2章の2 放送大学学園 ・ 放送番組の編集等に関する通則等の適用 等 第3章 一般放送事業者 ・ 放送番組審議機関、有料放送管理業務(※)、外国人取得株式の取扱い 等 第3章の2 受託放送事業者 ・ 役務の提供義務 等 第3章の3 委託放送事業者 ・ 認定、承継、業務の廃止 等 第3章の4 認定放送持株会社(※) 第4章 放送番組センター ・ センターの指定、業務、指定の取消し 等 第5章 雑則、第6章 罰則	・ 放送法施行令 ・ 放送法施行規則 ・ 独立行政法人等登記令
有線テレビジョン放送法 (昭和47年法律第114号)	「有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめることによつて、有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」	第1章 総則 第2章 施設 ・ 施設の許可、基準 等 第3章 業務 ・ 業務の届出、役務の提供条件の認可、役務の提供義務 等 第4章 雑則、第5章 罰則	・ 有線テレビジョン放送法施行令 ・ 有線テレビジョン放送法施行規則 ・ 有線テレビジョン放送の設備及び業務に関する届出の特例
有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律 (昭和26年法律第135号)	「有線ラジオ放送の業務の運用を規正することによつて、公共の福祉を確保することを目的とする。」	○ 業務の開始の届出、有線ラジオ放送番組の編集等、再送信の同意、罰則 等	・ 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を施行する規則 ・ 有線ラジオ放送の設備及び業務に関する届出の特例
電気通信役務利用放送法 (平成13年法律第85号)	「電気通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとするにより、電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」	第1章 総則 第2章 登録 ・ 登録、承継、登録の取消し 等 第3章 業務 ・ 設備の維持、再送信、役務の提供義務、有料放送管理業務(※) 等 第4章 雑則、第5章 罰則	・ 電気通信役務利用放送法施行令 ・ 電気通信役務利用放送法施行規則

※ 平成19年12月に公布された「放送法等の一部を改正する法律」の施行により制度化予定。



## 2 テレビジョン放送に係る規律の概要



※ 平成19年12月に公布された「放送法等の一部を改正する法律」の施行により制度化予定。

# 3 放送法 ①現行法制の枠組み

- 放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とし、電波法とともに、昭和25年に制定されたもの。
- 番組編集等の原則を定めるとともに、日本放送協会に係る規定、一般放送事業者に係る規定等が置かれている。
- なお、放送局の免許は、電波法に基づき行われている。

## 目的

- 次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る
  - ・放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
  - ・放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
  - ・放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

## 番組編集の自由

- 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない

## 番組準則

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

## 番組調和原則

- 教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない

## 番組基準の策定

- 放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

## 番組審議機関の設置

- 放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

## NHK

目的	公共の福祉のためあまねく全国で受信できるよう豊かで良い放送番組による放送を行うこと等を目的
業務	NHKの必須業務、任意業務等を列記(一部の業務は総務大臣認可が必要)
組織	法人格、登記、経営委員会、役員、理事会等
受信料	受信設備を設置した者の契約義務等
国際放送	総務大臣による国際放送の実施要請等
会計	収支予算等の国会承認、財務諸表等の会計検査院検査・国会提出、放送債権
放送休止等	放送局の廃止、12時間以上の休止には、総務大臣の認可が必要
番組編集等	一般の番組準則に加えて求められること ① 豊かで、かつ、よい放送番組を放送すること等によって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するよう最大限努力 ② 地方向けの放送番組を有するようにすること ③ 過去のすぐれた文化の保存、新たな文化の育成・普及に役立つようにすること
放送番組審議機関	中央放送番組審議会、地方放送番組審議会及び国際放送番組審議会の設置、構成等
候補者放送	選挙運動に関する放送で、請求がある場合には同等の条件で放送させる義務
広告放送	他人の営業に関する広告放送等の禁止

## 一般放送事業者

放送番組審議機関	放送番組審議機関の構成(7人以上)等
広告放送	広告放送であることを明らかに識別できるようにすること
学校向け放送での広告	学校向けの教育番組の放送では、学校教育の妨げとなる広告を含めてはならない
候補者放送	選挙運動に関する放送で、請求がある場合には同等の条件で放送させる義務
番組供給協定の制限	特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる協定の締結禁止
有料放送	有料放送料金の届出、契約約款の総務大臣認可(標準約款と同一の場合は届出)、役員提供義務等

## 放送大学学園

番組編集等	一般の番組準則等のうち学園にも求められるものを規定
放送休止等	放送局の廃止、12時間以上の休止には、総務大臣の認可が必要
広告放送	広告放送等の禁止

## 受託放送事業者

役員提供義務	委託放送事業者等への役員提供義務等
役員提供条件	料金等の役員提供条件の総務大臣への届出
番組編集等	番組準則等は不適用

## 委託放送事業者

認定	委託放送業務の総務大臣による認定(5年ごとに更新)、委託放送事項の変更の許可等
業務開始等	業務開始期日、1ヵ月以上の休止の場合の休止期間について総務大臣への届出
業務廃止	業務廃止の総務大臣への届出
番組編集等	番組準則等の適用(必要な読替え)

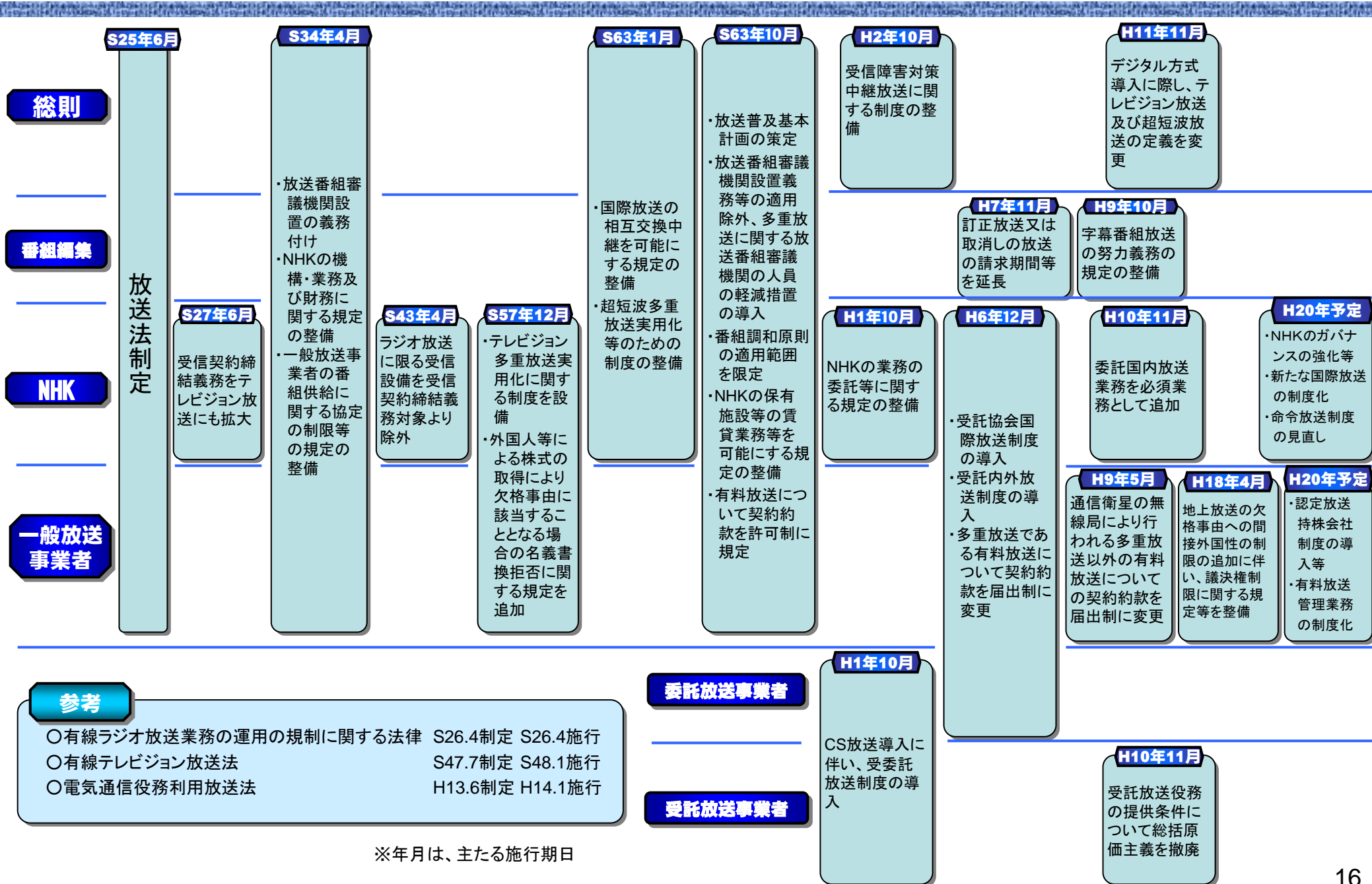
## 放送番組センター

- 次の業務を行う「放送番組センター」の指定
- ① 放送番組の収集し、保管し、公衆に視聴させること
  - ② 放送番組に関する情報の収集・分類・整理・保管
  - ③ 放送番組に関する情報の提供 等

※ 平成19年12月に公布された「放送法等の一部を改正する法律」による改正内容を反映している。



### 3 放送法 ②主な改正経緯



## 4 有線テレビジョン放送法

- 有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正なものとし、受信者の保護、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ること等を目的として、昭和47年に制定、昭和48年1月から施行されたもの。
- 一定規模を超える有線テレビジョン放送施設\*1を設置して、有線テレビジョン放送を行おうとする場合、施設の設置について総務大臣の許可を必要とし、設備側について規律するとともに、有線テレビジョン放送業務を行おうとする場合、総務大臣への届出を必要とし、別途、業務側について規律。
- なお、有線テレビジョン放送施設を設置する者は、同時に有線テレビジョン放送業務を行う者であることが予定されているが、自ら施設を設置することなく、他の有線テレビジョン放送施設設置者の施設を利用して、業務の届出のみで有線テレビジョン放送を行うこと(チャンネルリース)も認められているところ。(ソフト/ハード一致型が原則であるが、有線テレビジョン放送施設を利用する範囲内で分離型も認められている。)

### 施設側の規律

- 施設の設置・変更には総務大臣の許可\*2
  - ※ 許可の基準
    - 1) 施設計画の合理性・実施確実性
    - 2) 技術基準への適合性
    - 3) 経理的・技術的能力
    - 4) 自然的社会的文化的諸事情に照らした必要性・適切性
- 有線テレビジョン放送のために設けられた技術基準への適合義務
- チャンネルリースを求められた際の提供義務 等

### 業務側の規律

- 業務を行う場合には総務大臣へ届出
- テレビジョン放送の受信障害が相当範囲にわたる地域で有線テレビジョン放送を行う有線テレビジョン放送施設者に対し、当該放送の再送信を義務付け\*3
- 放送事業者の放送を再送信する場合には、当該放送事業者の同意が必要。それに関して大臣裁定制度を整備
- 業務区域内での役務提供義務
- 番組準則、放送番組審議機関等放送法の関連規定を準用

等

\*1 引込端子数が500端子を超える施設。なお、500端子以下の場合には、施設面について、有線電気通信法のみ規律の適用を受ける。

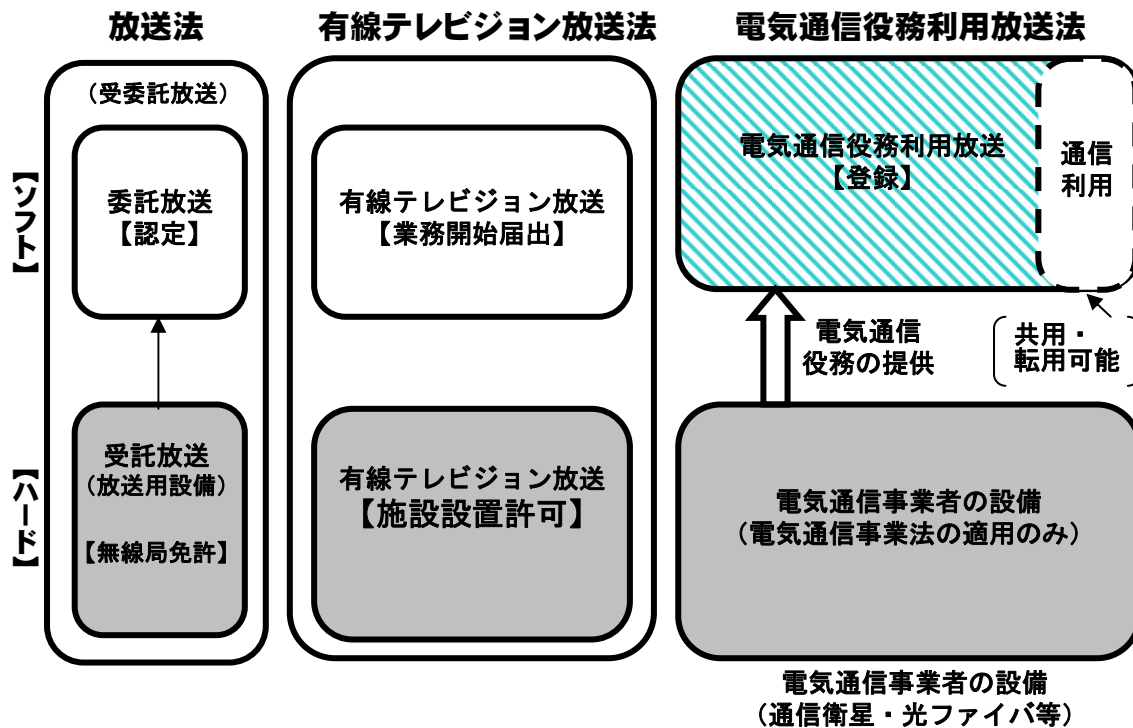
\*2 施設計画、使用する周波数、施設の概要を変更する場合にも許可を要する。その他の事項及び軽微な事項と認められている施設の概要を変更する場合には届出を要する。

\*3 これまで義務付けされた例なし。

# 5 電気通信役務利用放送法

- 通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、CSデジタル放送及び有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化して可能としたもの。
- 平成14年1月28日より施行され、平成19年12月末現在で、71事業者が登録。
  - ・衛星役務利用放送事業者: 53
  - ・有線役務利用放送事業者: 18

## 主な規制緩和



放送法 (受託委託放送制度) 【CSデジタル放送】	電気通信役務利用放送法
○衛星中継器を通信・放送用に分離し、放送用の周波数(中継器)は国が指定	○衛星放送事業者が必要に応じて、通信・放送用に柔軟に設備を提供
○放送用周波数の枠内で委託放送業務の実施について認定が必要(参入希望者が超える場合、比較審査。外資規制有り。)	○一定の適格性審査による登録が必要(比較審査なし。外資規制撤廃。)
有線テレビジョン放送法 【有線テレビジョン放送】	電気通信役務利用放送法
○施設の設置には許可が、放送開始には届出が必要	○設備の全部又は一部を自ら設置することなく放送を行う場合、登録が必要

# (参考1) 放送の許認可制度(全体)

	地上放送事業者 (キー局、地方局)	BS放送事業者			CS(110度、124度、128度)放送事業者			有線テレビジョン放送事業者			認定放送持株会社 (※1)	有料放送管理事業者 (※1)
		委託放送事業者	受託放送事業者	2.6GHz帯衛星デジタル音声放送事業者	委託放送事業者	受託放送事業者	衛星役務利用放送事業者	有線テレビジョン放送法		有線役務利用放送事業者		
								有線テレビジョン放送施設者	左記以外の有線テレビジョン放送事業者 (注2)			
適用法	電波法 放送法	放送法	電波法 放送法	電波法 放送法	放送法	電波法 放送法	電気通信役務利用 放送法	有線テレビジョン 放送法	有線テレビジョン 放送法	電気通信役務 利用放送法	放送法	放送法 電気通信役務 利用放送法
参入	無線局開設に係る 免許	認定	無線局開設に 係る免許	無線局開設に係る 免許	認定	無線局開設 に係る免許	登録	施設設置許可 (業務は届出)	届出	登録	認定	届出
審査事項	○欠格事由 ○技術基準適合性 ○周波数割当が可能 であること ○財政的基礎 ○その他総務省令 に合致(集中排 除原則等)	○欠格事由 ○受託放送役務を 受けられること ○財政的基礎 ○放送の普及及び 健全な発達に適切 ○総務省令に合致 (集中排除原則)	○欠格事由 ○技術基準適合 性 ○周波数割当 が可能である こと ○その他総務 省令に合致	○欠格事由 ○技術基準適合 性 ○周波数割当が 可能であること ○財政的基礎 ○その他総務省 令に合致(集中 排除原則等)	○欠格事由 ○受託放送役務 を受けられるこ と ○財政的基礎 ○放送の普及及 び健全な発達に 適切 ○総務省令に合 致(集中排除 原則)	○欠格事由 ○技術基準 適合性 ○周波数割 当が可能で あること ○その他総 務省令に合 致	○欠格事由 ○経理的基礎及 び技術的能力 ○権原に基づく 設備利用の可 否 ○総務省令に合 致(集中排除 原則)	○欠格事由 ○施設計画の合 理性及び実施 の確実性 ○技術基準適合 性 ○経理的基礎及 び技術的能力 ○自然的社会的 的文化的事情に 照らし必要か つ適切	○なし (虚偽の届出に ついては罰則)	○欠格事由 ○経理的基礎 及び技術的 能力 ○権原に基づく 設備利用の 可否 ○総務省令に 合致(集中排 除原則)	○欠格事由 ○財政的基 礎 ○資産要件 に合致 ○その他総 務省令に合 致(集中排 除原則)	○なし (虚偽の届出 については 罰則)
外資規制	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×
料金	届出(※2)	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	—	—
番組準則	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	—	—
放送番組審議機関	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	—	—
訂正放送等	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	—	—
放送番組の保存	○	○	×	○	○	×	○	×	×	○	—	—
あまねく受信 努力義務	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	—
災害放送	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	—	—
義務再送信	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	—	—
候補者放送	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	—	—
事業者数	196	14	1	1	61	2	53	538(注1)	59	19		
代表的な事業者	○日本テレビ ○東京放送 ○フジテレビ ○テレビ朝日 ○テレビ東京	○BS日本 ○ビーエスフジ ○ビーエス・アイ ○ビーエス朝日 ○BSジャパン ○WOWOW	○B-SAT	○モバイル放送	○ジェイ・スポーツ・ ブロードキャストイン グ ○スター・チャンネル	○JSAT ○宇宙通信	○ウォルト・ディズ ニー・ジャパン ○ブルームバーグ・エ ル・ピー	○イツ・コミュニ ケーションズ ○テプコケーブルテレ ビ ○多摩ケーブル ネットワーク	○諏訪市 ○熊野市 ○倉敷市	○ビー・ビー・ ケーブル ○東京ペイネット ワーク ○KDDI ○オブティキャスト		

(※1) 平成19年12月に公布された「放送法等の一部を改正する法律」の施行により制度化予定。

(※2) 上記改正法の施行により届出。

(注1) 自主放送を行う事業者

(注2) 有線テレビジョン放送施設者から  
施設の提供を受けて業務を行う者



## (参考2) 番組編集の基準

### 第1条【目的】

次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る

- 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

### 第3条【番組編集の自由】

放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない

#### 第3条の2第1項 【番組準則】

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

#### 第3条の2第2項 【番組調和原則】

教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない

#### 第3条の3 【番組基準の策定】

放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

#### 第3条の4 【番組審議機関の設置】

放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

### 国内番組基準

- その放送において、
- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
  - 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
  - 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
  - 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
  - 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそう

### 放送基準

次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を発揮し内容の充実につとめる。

- 正確で迅速な報道
- 健全な娯楽
- 教育・教養の発展
- 児童および青少年に与える影響
- 節度をまもり、真実を伝える広告

### BPO(放送倫理・番組向上機構)

#### 放送倫理・番組向上機構

放送と人権等  
権利に関する  
委員会(BRC)

放送と青少年に  
関する委員会

放送倫理検証  
委員会(※)

(※)2007年5月12日に「放送番組委員会」を発展的に解消して設置。

- ・NHKと民放連が共同で設立
- ・目的:放送による言論・表現の自由を確保しながら、視聴者の基本的人権を擁護するため、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与すること。
- ・理事長: 鮑戸 弘氏(東洋英和女学院大学学長)
- ・業務開始: 2003年7月1日

放送法

日本放送協会

日本民間放送連盟

## (参考3) 放送に公共性が求められている例

### 災害放送

#### 放送法第6条の2(災害の場合の放送)

放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

#### 災害対策基本法上の位置づけ

【NHK】 災害対策基本法上「指定公共機関」として明記。「災害時等における放送要請に関する協定」(以下、「協定」という。)についても、47全都道府県と締結。(その他、10政令指定都市、その他の3市と締結。)

【地上民放】

	テレビ	AMラジオ	FMラジオ
社数	127社	47社	53社
指定地方公共機関の指定	124社	44社	49社
協定の締結	127社	46社	52社

### 選挙放送

放送法関係規定 → 候補者放送に関し、NHK及び一般放送事業者は同等条件の放送が義務づけられている。

公職選挙法関係規定 → 政見放送に関し、NHK及び一般放送事業者は無料放送等が義務づけられている。

# (参考4) 地上放送の再送信に係る規律等

## 再送信の同意

### 有線テレビジョン放送法

- 総務大臣が指定した受信障害区域について、再送信義務（これまで例なし）
- 再送信には、放送事業者の**同意が必要**  
(放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨)
- 協議が調わないとき等に関する総務大臣の裁定制度  
(有線テレビジョン放送事業者が総務大臣に申立て)

### 電気通信役務利用放送法

- 再送信には、放送事業者の**同意が必要**  
(放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨)
- 裁定制度はなし
- 義務再送信制度はなし

有線テレビジョン放送

上記と同方式

有線役務利用放送

IPマルチキャスト方式

放送対象地域内での同時再送信

その他

## 著作権処理

### 有線放送及び(放送対象地域内での)入力型自動公衆送信

#### ① 放送番組に含まれる著作物の原権利者に係る権利

		許諾の要否	
著作権	文芸	許諾必要	
	音楽	許諾必要	
著作隣接権	レコード	許諾不要 ただし報酬請求権有り	
	実演	レコード実演	許諾不要 ただし報酬請求権有り
		映像実演	許諾不要 ただし報酬請求権有り

#### ② 放送事業者の有する著作権・著作隣接権 … 許諾必要

※ 著作物については、協議が調わないとき等の裁定制度(放送事業者が文化庁長官に申立て)

### 自動公衆送信

#### ① 放送番組に含まれる著作物の原権利者に係る権利

		許諾の要否	
著作権	文芸	許諾必要	
	音楽	許諾必要	
著作隣接権	レコード	許諾必要	
	実演	レコード実演	許諾必要
		映像実演	映画の著作物に一定の場合には許諾不要

#### ② 放送事業者の有する著作権・著作隣接権 … 許諾必要

# III 基本法



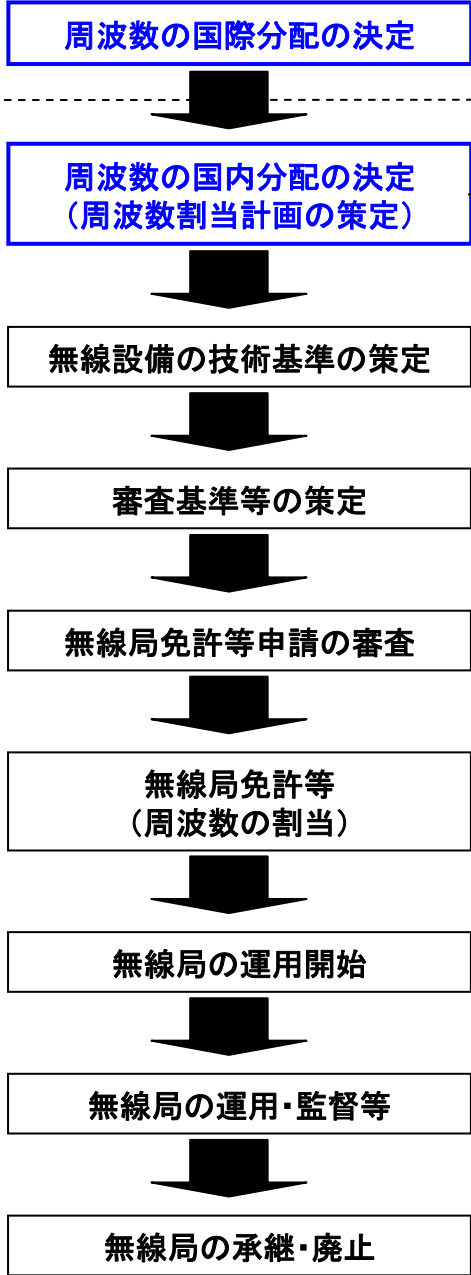


# 1 全体像

法律名	目的	主な内容	関係政省令
有線電気通信法 (昭和28年法律第96号)	「有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉に寄与することを目的とする。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有線電気通信設備の届出</li> <li>○ 技術基準</li> <li>○ 設備の検査等、改善等の措置</li> <li>○ 非常事態における通信の確保</li> <li>○ 有線電気通信の秘密の保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有線電気通信法施行令</li> <li>・ 有線電気通信法施行規則</li> <li>・ 有線電気通信設備令</li> <li>・ 有線電気通信設備令施行規則</li> </ul>
電波法 (昭和25年法律第131号)	「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」	<p>第1章 総則</p> <p>第2章 無線局の免許等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無線局の開設、免許の申請、予備免許、落成後の検査、免許状、変更検査、点検事業者の登録、無線局に関する情報の公表等、周波数割当計画、電波の利用状況の調査等</li> <li>・ 無線局の登録</li> <li>・ 無線局の開設に関するあっせん等</li> </ul> <p>第3章 無線設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波の質、義務船舶局等の無線設備の条件、無線設備の機器の検定</li> </ul> <p>第3章の2 特定無線設備の技術基準適合証明等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証</li> <li>・ 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認</li> </ul> <p>第4章 無線従事者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無線設備の操作、指定講習機関の指定、無線従事者の資格、免許、指定試験機関の指定</li> </ul> <p>第5章 運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的外使用の禁止等、秘密の保護</li> <li>・ 海岸局、航空局等の運用、聴守義務、遭難通信、緊急通信、安全通信、運用義務時間</li> <li>・ 無線局の運用の特例</li> </ul> <p>第6章 監督</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周波数等の変更、特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務、検査、非常の場合の無線通信、報告等</li> </ul> <p>第7章 異議申立て及び訴訟</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波監理審議会への付議</li> </ul> <p>第7章の2 電波監理審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織、必要的諮問事項、意見の聴取、審理官</li> </ul> <p>第8章 雑則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高周波利用設備、伝搬障害防止区域の指定、特定の周波数を使用する無線設備の指定、電波有効利用促進センター、電波利用料等の徴収等</li> </ul> <p>第9章 罰則</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波法施行令</li> <li>・ 電波法関係手数料令</li> <li>・ 電波法による旅費等の額を定める政令</li> <li>・ 電波法施行規則</li> <li>・ 電波の利用状況の調査等に関する省令</li> <li>・ 無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準</li> <li>・ 放送局の開設の根本的基準</li> <li>・ 放送局に係る表現の自由享有基準（※）</li> <li>・ 放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（※）</li> <li>・ 特定無線局の開設の根本的基準</li> <li>・ 無線局免許手続規則</li> <li>・ 無線従事者規則</li> <li>・ 無線局運用規則</li> <li>・ 電波法による伝搬障害の防止に関する規則</li> <li>・ 無線設備規則</li> <li>・ 無線機器型式検定規則</li> <li>・ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則</li> <li>・ 登録点検事業者等規則</li> <li>・ 測定器等の較正に関する規則</li> <li>・ 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則</li> <li>・ 電波法に規定する指定機関を指定する省令</li> </ul>

※ 平成19年12月に公布された「放送法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、制定予定。

# 2 電波法 ①現行法制の枠組み(周波数の分配)



## 周波数割当計画

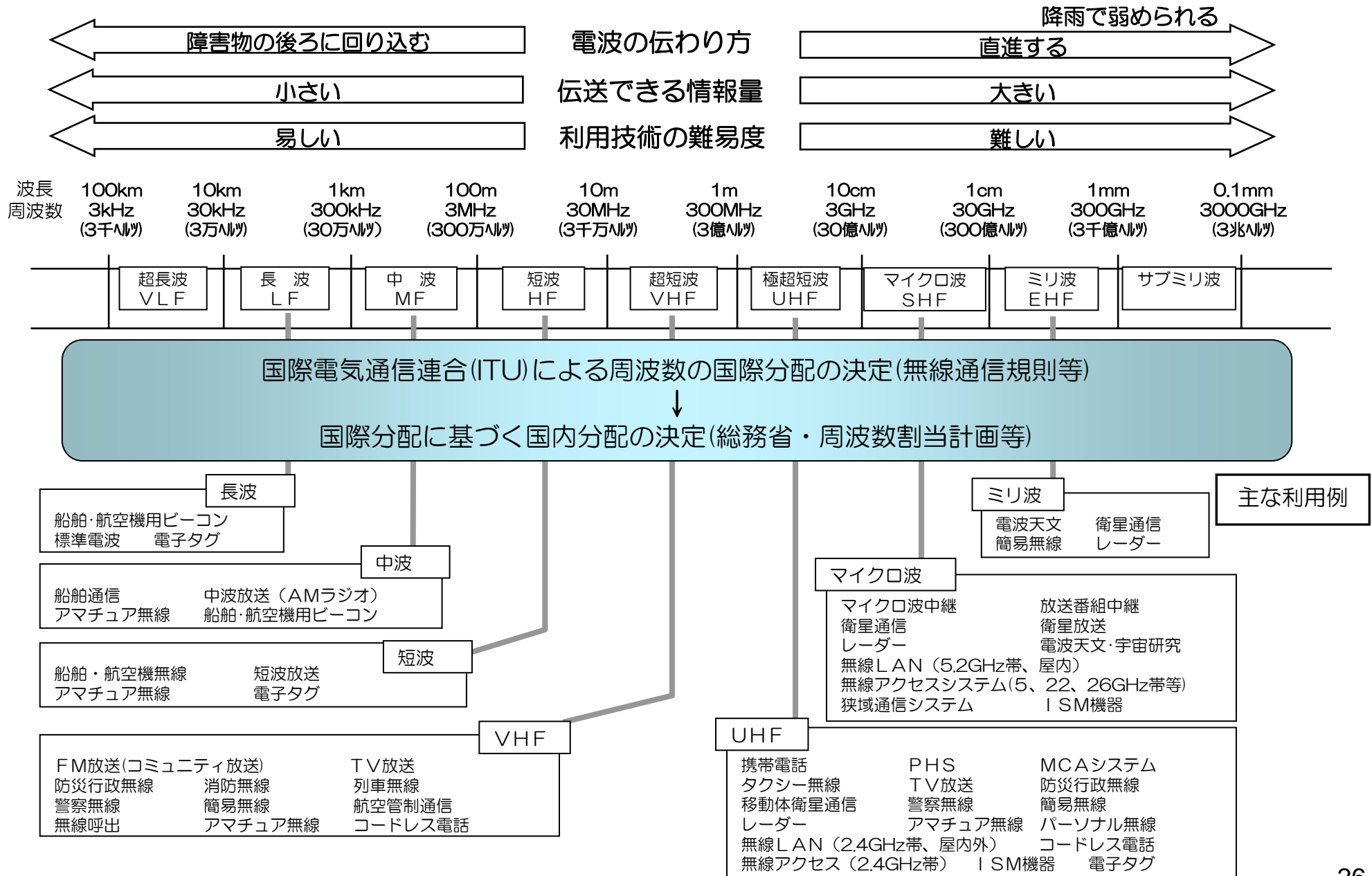
- ・国内における周波数分配は、ITUによる国際的な周波数分配のうち、第三地域(アジア、オセアニア)に分配された各無線業務に基づき、周波数割当計画(総務省告示)に規定される。
- ・「周波数割当計画」とは、「割り当てることが可能である周波数の表」であり、以下の事項等が記載され、無線局免許における周波数割当可能性に関する審査基準として用いられる。
  - ① 国際電気通信連合の無線通信規則に規定される国際分配
  - ② 固定業務、移動業務など、無線通信の態様別の周波数割当て
  - ③ 公共業務用、一般業務用など、無線局の目的別の周波数割当て
  - ④ 周波数の使用に関する条件

(電波法第26条。以下、括弧内の条項はすべて電波法の条項を示す。)

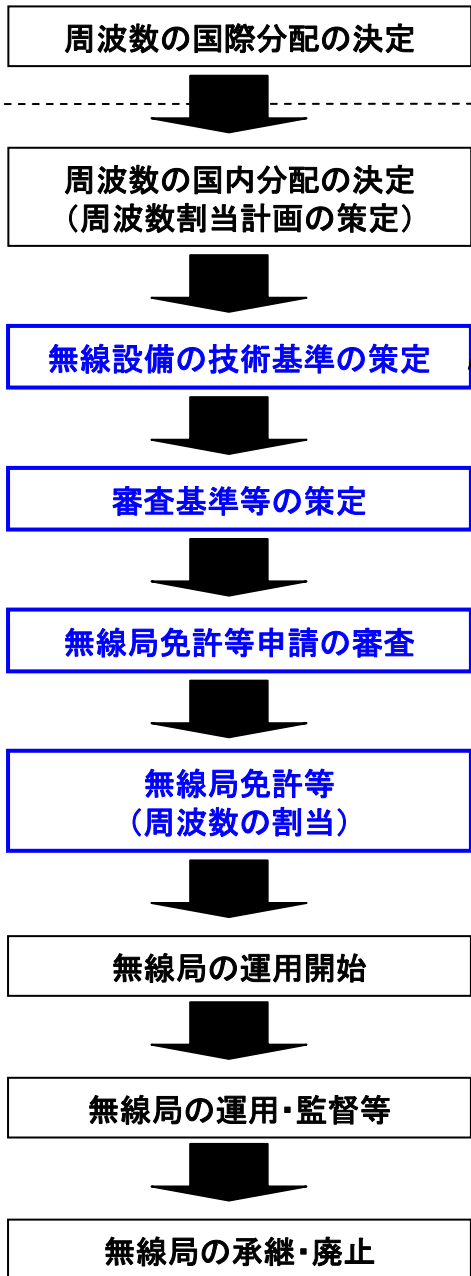
周波数割当表 (周波数割当計画から抜粋)

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域	第二地域	第三地域				
4800-4990	固定 移動 5.442 電波天文		4800-4900 J32	固定	電気通信業務用	固定業務でのこの周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
				移動	電気通信業務用	移動業務でのこの周波数帯の使用は、平成22年1月1日からとする。
				電波天文		
	5.149 5.339 5.443		4900-5000 J32 J79	固定	電気通信業務用	固定業務でのこの周波数帯の使用は、平成19年11月30日までに限る。ただし、平成16年総務省告示第六百二十二号により特定公示局を開設することができる地域内における固定業務でのこの周波数帯の使用は、平成17年11月30日までに限る。
4990-5000	固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 宇宙研究 (受動)			移動	電気通信業務用 (5GHz帯無線アクセスシステム用) 公共業務用 (5GHz帯無線アクセスシステム用) 放送事業用 (5GHz帯無線アクセスシステム用) 小電力業務用 (5GHz帯無線アクセスシステム用) 一般業務用 (5GHz帯無線アクセスシステム用)	5GHz帯無線アクセスシステム用への割当ては、別表6-3-8による。
	5.149			電波天文		
5000-5010	航空無線航行 無線航行衛星 (地球から宇宙)		5000-5010 J89	航空無線航行	公共業務用	
	5.367			無線航行衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	
5010-5030	航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)		5010-5030 J89	航空無線航行	公共業務用	
	5.328B 5.443B			無線航行衛星 (宇宙から宇宙) (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
	5.367			J75D J123B		
5030-5150	航空無線航行		5030-5091 J89	航空無線航行	公共業務用 (MLS用)	MLS用への割当ては、別表2-3による。
			J123C			
			5091-5150 J89 J123E	航空無線航行	公共業務用	
				固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用	
				J123F	公共業務用	
	5.367 5.444 5.444A					

# (参考)我が国の電波の使用状況



## 2 電波法 ②現行法制の枠組み(無線局の開設等)



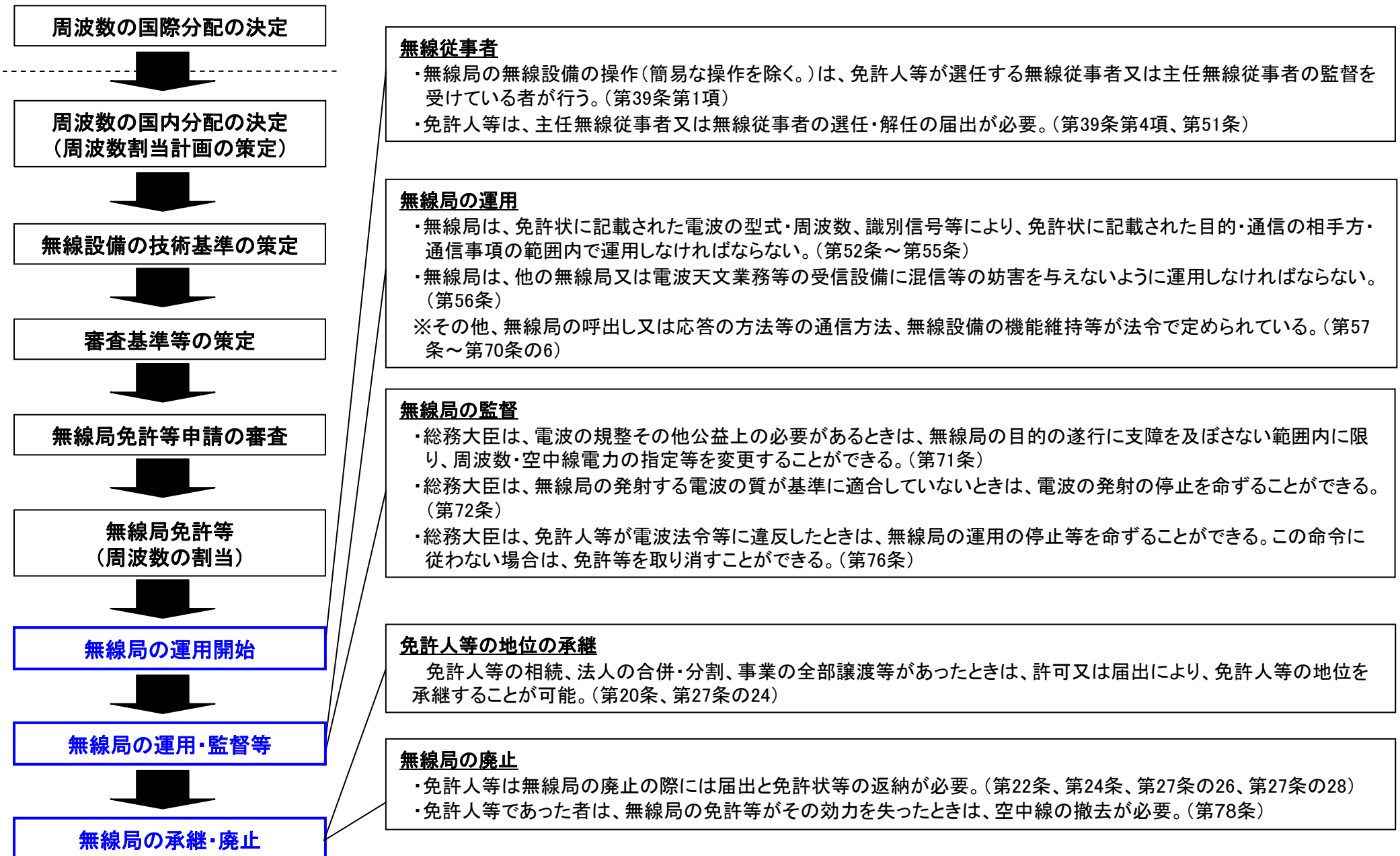
### 無線設備の技術基準

・無線局の通信目的の達成能力、他の無線局への妨害排除等の電波の規律上の要件に基づいて定める無線設備が満たすべき技術的条件。(第28条～第38条)

### 無線局開設の手続等

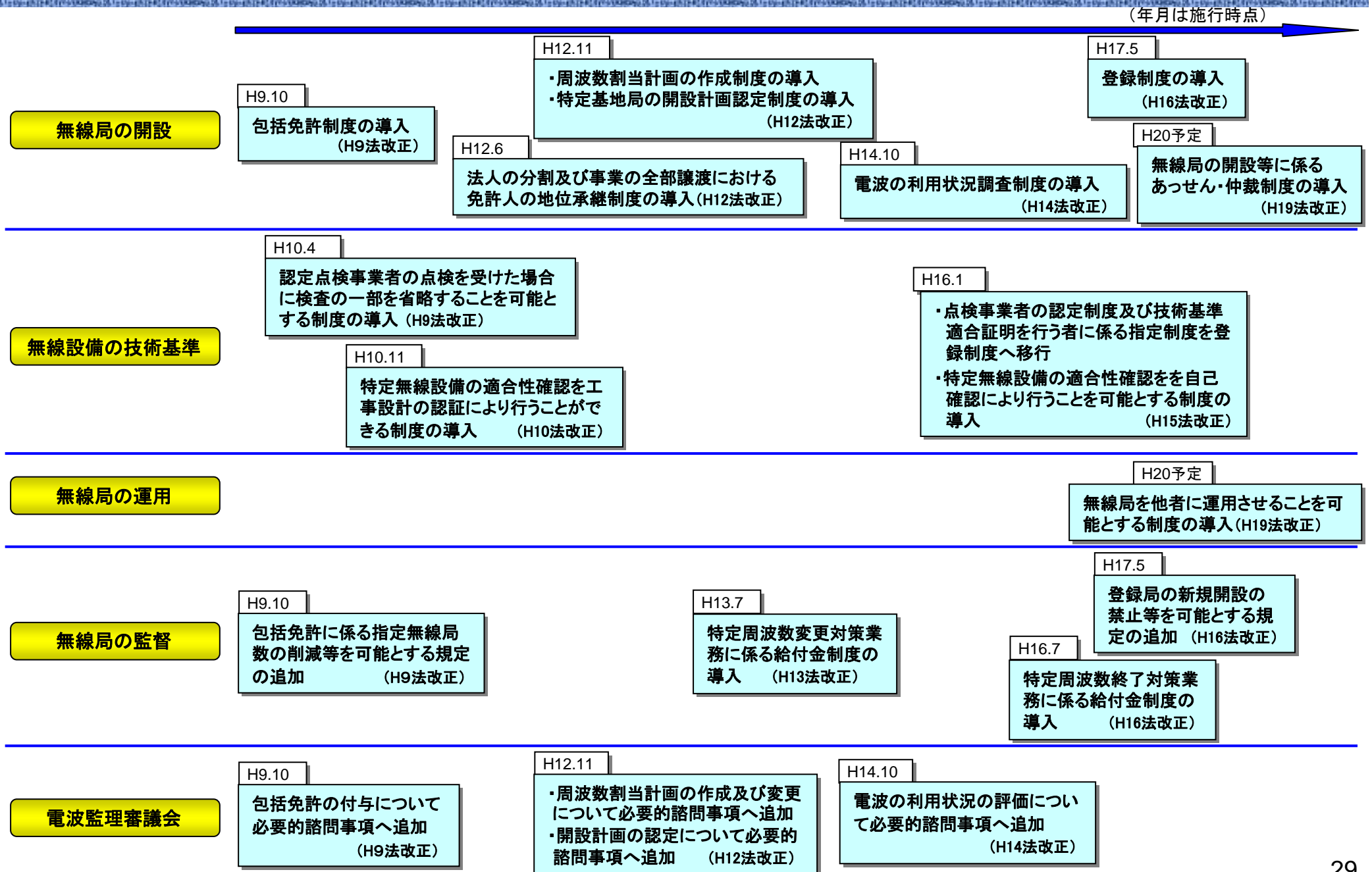
	①免許	②包括免許	③登録	④免許・登録の不要なもの	
対象無線局	個々の無線局としての監理が必要な無線局が対象。	基地局等に電波の発射が制御される無線局で、同一規格の無線局を複数開設する場合が対象。	高出力で電波が届く範囲は広いが、混信防止の機能を有し、他の無線局と電波を共用する無線局が対象。	空中線電力が0.01W以下で、電波が届く範囲が限られる無線局が対象。	発射する電波が著しく微弱な無線局が対象。
開設手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠格事由の有無、</li> <li>・技術基準適合性、</li> <li>・周波数の割当可能性、</li> <li>・無線局の開設の根本的基準への合致性等を審査。</li> </ul> ↑ (審査の一部省略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠格事由の有無、</li> <li>・周波数の割当可能性、</li> <li>・無線局の開設の根本的基準への合致性を審査。</li> </ul> ↑ (必須)	欠格事由の有無を審査。 ↑ (必須)	技術基準適合証明のみで無線局を開設することが可能。 ↑ (必須)	自由に無線局を開設することが可能。
	技術基準適合証明 (登録証明機関による個別機器や工事設計の審査等により、無線設備の技術基準への適合性を証明。) (第38条の2～第38条の38)				
主な無線局の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TV/ラジオ放送局</li> <li>・携帯電話基地局</li> <li>・人工衛星局</li> <li>・航空機局</li> <li>・船舶局</li> <li>・実験局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話端末</li> <li>・共同利用型業務用無線</li> <li>・VSAT地球局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5GHz帯無線アクセシシステムの基地局等</li> <li>・10mW以下のPHS基地局</li> <li>・高出力電子タグの読み取り機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コードレス電話</li> <li>・無線LAN</li> <li>・ワイヤレスマイク(小電力)</li> <li>・自動車レーダー</li> <li>・低出力電子タグの読み取り機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キーレスエントリー</li> <li>・コードレスマウス</li> <li>・FMトランスミッタ</li> </ul>

## 2 電波法 ③現行法制の枠組み(無線局の運用・監督等)





## 2 電波法 ④近年の主な改正経緯



# IV 利用環境整備法

---

# 1 全体像

法律名	目的・趣旨	主な内容	関係政省令
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 <プロバイダ責任制限法> (平成13年法律第137号)	「特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 損害賠償責任の制限</li> <li>○ 発信者情報の開示請求等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令</li> </ul>
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 <特定電子メール法> (平成14年法律第26号)	「一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」	第1章 総則 第2章 特定電子メールの送信の適正化のための措置等 ・ 表示義務、拒否者に対する送信の禁止、架空電子メールアドレスによる送信の禁止、送信者情報を偽った送信の禁止、電気通信役務の提供の拒否 第3章 登録送信適正化機関 ・ 登録送信適正化機関の登録、登録基準、改善命令、公示 第4章 雑則、第5章 罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則</li> </ul>
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 <携帯電話不正利用防止法> (平成17年法律第31号)	「携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図ることを目的とする。」	第1章 総則 第2章 本人確認等 ・ 契約締結時の本人確認義務等、譲渡時の本人確認義務等、媒介業者等による本人確認等、契約者確認、携帯音声通信役務等の提供の拒否 第3章 監督 第4章 雑則、第5章 罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則</li> </ul>
不正アクセス行為の禁止等に関する法律 <不正アクセス禁止法> (平成11年法律第128号)	「不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制限機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不正アクセス行為の禁止</li> <li>○ 不正アクセス行為を助長する行為の禁止</li> <li>○ アクセス管理者による防御措置</li> <li>○ 都道府県公安委員会による援助等</li> </ul>	



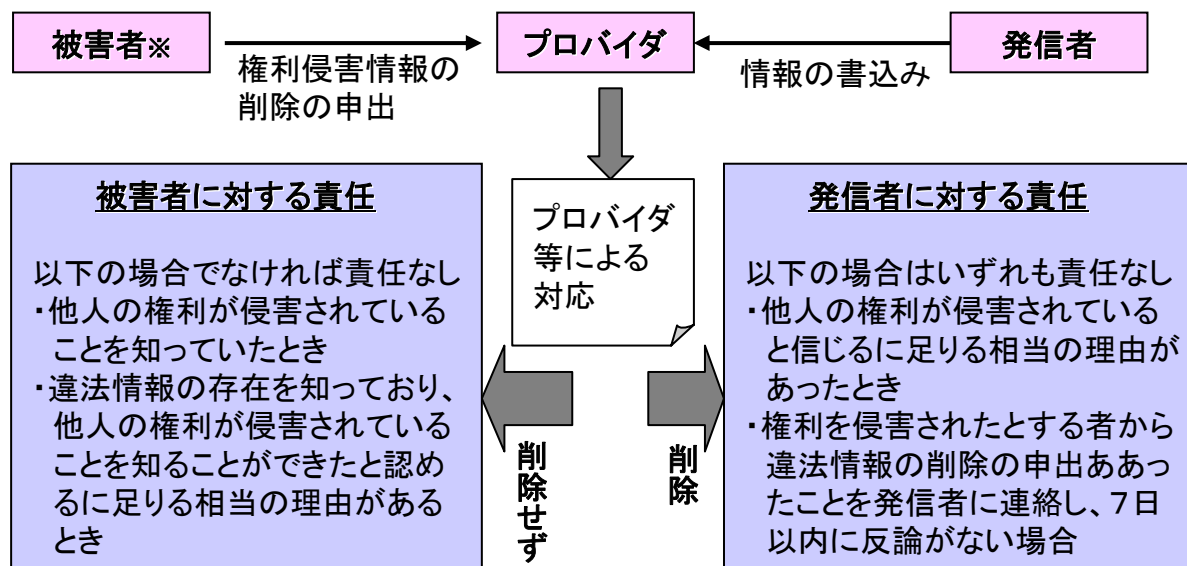
## 2 プロバイダ責任制限法

インターネット上のホームページや電子掲示板において、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害など、特定の者の権利が侵害される書き込みが行われた際に、

- ① どのような場合であれば、電子掲示板等の運営者（プロバイダ等）が当該書き込みを削除しても（しなくても）免責されるかとの基準を明確化
- ② 被害者が、匿名で当該書き込みを行った者の氏名、住所等の情報の開示を求めることができる権利を創設したもの。

### プロバイダ等の責任の明確化の概要

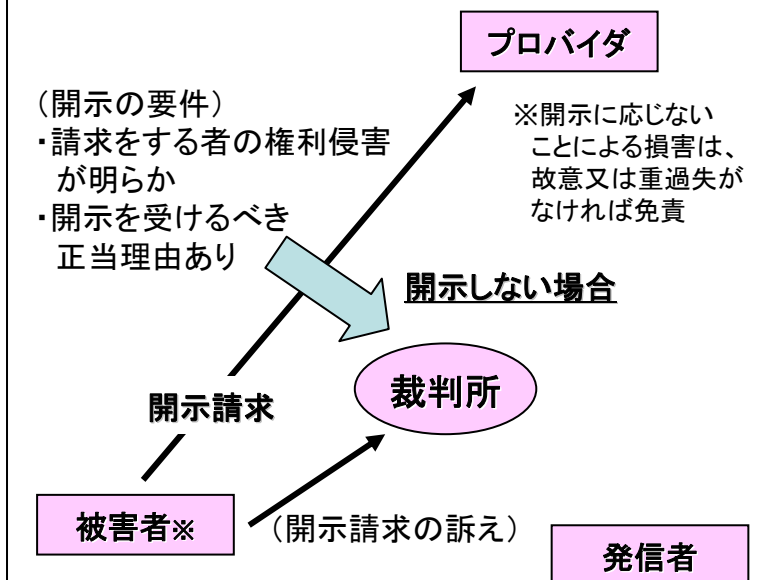
特定電気通信（不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信）による情報の流通により他人の権利が侵害されたときに、関係するプロバイダ等は、その情報の送信を防止する措置（削除等）を講じ、又は講じなかったことにより生じた損害について、一定の条件下では賠償の責任を負わない旨を規定



※権利を侵害されたとする者

### 発信者情報開示の概要

特定電気通信による情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者が、関係するプロバイダ等に対し、当該プロバイダ等が保有する発信者の情報の開示を請求できる旨を規定



プロバイダ責任制限法に基づく送信防止措置の円滑な運用のため、業界団体や総務省等から成る「協議会」を結成し、実務上の行動指針となる「ガイドライン」を作成。(平成14年5月施行(商標権は平成17年7月施行))

### 名誉毀損・プライバシー関係 ガイドライン

- 被害者等から書き込みの削除等の要請があった場合に、プロバイダ等がいかなる行動をとるべきかについて過去の判例や学説の動向等を踏まえて作成された実務上の指針。

#### 【主な内容】

- ・ 送信防止措置の判断基準
- ・ 送信防止措置を講じるための対応手順
- ・ 参考書式及び判例等

### 著作権関係 ガイドライン

- インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

#### 【主な内容】

- ・ 申出の手順等
- ・ 申出における確認事項及びその方法
- ・ 信頼性確認団体を経由した申出
- ・ プロバイダ等による対応

### 商標権関係 ガイドライン

- インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

#### 【主な内容】

- ・ 申出の手順等
- ・ 申出における確認事項及びその方法
- ・ 信頼性確認団体を経由した申出
- ・ ネットオークション事業者等による対応

### 3 特定電子メール法(現在法改正を検討中)

- 特定電子メール(受信者の同意を得ずに送信される広告宣伝メール)の送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境を整備することを目的。
- 迷惑メール対策として、特定電子メールである旨(「未承諾広告※」)等の表示義務、受信拒否の意思表示をした者への再送信の禁止、電子メールアドレス等の送信者情報を偽って広告宣伝メールを送信することの禁止等について規定。

#### 表示義務

特定電子メールの送信にあたり、送信者に次の事項の表示を義務づけ(第3条)

- ① 特定電子メールである旨(⇒「未承諾広告※」)
- ② 送信者の氏名又は名称
- ③ 送信者の住所、電話番号
- ④ 受信拒否の通知をすることができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス  
 <違反者には総務大臣の措置(是正)命令>

#### 拒否者への再送信禁止

受信拒否の通知をした者に対する特定電子メールの再送信を禁止(第4条)  
 <違反者には総務大臣の措置(是正)命令>

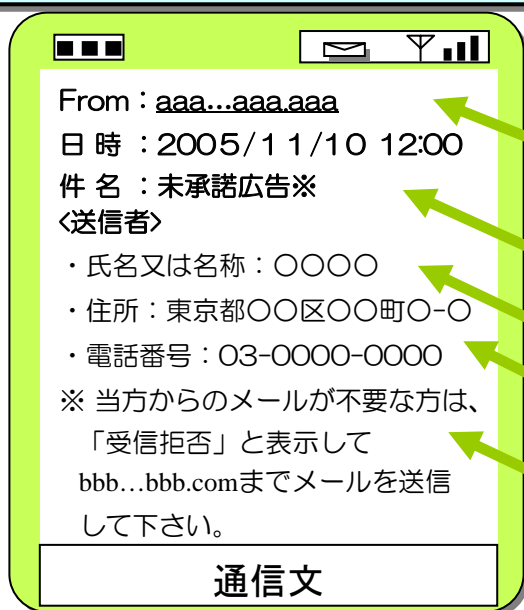
#### 送信者情報を偽った送信の禁止

電子メールアドレス等の送信者情報を偽って広告宣伝メールを送信することを禁止(第6条)  
 <違反者には刑事罰(懲役1年以下又は100万円以下の罰金)>

#### その他

- ・自動生成プログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスに宛てて、電子メールを送信することを禁止(第5条)
- ・電気通信事業者は、一時に多数の電子メールが送信された場合等、必要な範囲内において、その電気通信役務の提供を拒むことができる(第11条)

#### 携帯電話の場合の表示(例)



送信者情報(送信に用いた電子メールアドレス等)を偽った送信は禁止!

表示事項	表示場所
未承諾広告※	特定電子メールの表題部の最前部
特定電子メールの送信者の氏名又は名称	特定電子メールの通信文より前
特定電子メールの送信者の住所・電話番号	任意の場所
電子メールで受信拒否の通知ができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス	特定電子メールの通信文より前

## 4 携帯電話不正利用防止法

- 契約者を特定できない携帯電話の発生や流通をなくし、振り込め詐欺等携帯電話の不正利用の防止を目的。
- 携帯電話事業者による契約締結時・譲渡時の本人確認義務、警察から犯罪利用の疑いがある旨の通知を受けた際の本人確認、他人名義の携帯電話の譲渡・携帯電話の匿名レンタル業等の禁止等について規定。

### 1. 契約締結時・譲渡時の本人確認義務等

- ・ 事業者及び代理店は、契約締結時・譲渡時に、本人確認を行わなければならない。  
(事業者は代理店の監督義務を負う。)
- ・ 本人特定事項の虚偽申告の禁止 (罰則)
- ・ 本人確認記録の作成義務・保存義務
- ・ 事業者の承諾を得ずに、業として有償で譲渡した者には罰則 (広告も罰則)
- ・ 事業者及び代理店の違反に対する総務大臣による是正命令 (命令に従わないと罰則)

### 2. 警察から犯罪利用の疑いがある旨の通知を受けた際の本人確認

- ・ 警察は犯罪利用の疑いがあると認めるときは、事業者に対し契約者確認を求めることができ、事業者は契約者に対し確認を求めることができる。

### 3. 携帯電話事業者の役務提供の拒否

- ・ 事業者は、本人確認に応じない相手方等に対する役務提供を拒否することができる。

### 4. 氏名及び連絡先等を明らかにしない匿名の者に対する貸与営業の禁止 (罰則)

(広告も罰則)

### 5. 他人名義の携帯電話の譲渡・譲受けの禁止 (罰則)

(広告も罰則)



## 5 不正アクセス禁止法

- 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止、アクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を目的。
- ID・パスワードの無断使用など不正アクセス行為やその助長行為を禁止するとともに、その行為者に対する罰則、アクセス管理者による防御措置、国・都道府県公安委員会の援助について規定。

### 不正アクセス行為

アクセス制御機能による利用制限を免れて、ネットワークに接続されている電子計算機(特定電子計算機)について、ネットワークを通じた利用(特定利用)をできる状態にする行為。以下の2類型がある。

- ①他人の識別符号を無断で入力する行為(例:他人のID・パスワードの無断利用)
- ②識別符号以外の情報又は指令を入力する行為(例:セキュリティ・ホールを攻撃してコンピュータに侵入する行為)

### 不正アクセス行為を助長する行為

他人の識別符号を、本来の利用権者に無断で、どの電子計算機の利用に係るものか明らかにして、又はこれを知っている者の求めに応じて、第三者に提供する行為(例:他人のID・パスワードを第三者に販売、電子掲示板に掲示)

### 不正アクセス行為等の禁止・処罰

#### 不正アクセス行為の禁止・処罰

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

#### 不正アクセス助長行為の禁止・処罰

30万円以下の罰金

### 防御側の対策

#### アクセス管理者による防御措置

アクセス管理者は、特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するために必要な措置を講じるよう努める。

(例)識別符号の適正な管理、アクセス制御機能の有効性の検証、  
アクセス制御機能の高度化、ログの有効活用、セキュリティ責任者の設置

#### 都道府県公安委員会による援助

アクセス管理者の申し出に応じ、被害発生時の応急対策につき援助。  
(手口・原因等を、申出者の提出資料を基に解明し、助言・指導等を行う。)

#### 国による情報提供等

不正アクセス行為発生状況・技術研究開発状況の公表や、広報啓発を実施。